

2023年1月17日

# 院外処方箋における医師と薬剤師間の処方内容に関する 問い合わせ等の簡素化プロトコル

明倫会 今市病院

〒321-1261 栃木県日光市今市 381 番地

## <原則>

- この疑義照会に関わるプロトコル(以下、「このプロトコル」)は、院外処方箋の疑義照会に関わる手順や規約を定めるものである。
- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」または「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守して変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 事前合意書を取り交わした薬局は、患者が不利益を被らないように十分な説明を行い、患者の同意を得てから調剤を行うこと。
- このプロトコルで定めた内容であっても、緊急性や重要性がある場合は、必ず処方した医師に疑義照会を行うこと。
- 薬剤師法第24条にもとづき、「処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない」

## 1.各種問い合わせ先

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時

土曜 午前8時30分から午後12時30分

① 処方内容（調剤に関する疑義・質疑など）、当プロトコルに関すること

TEL：070-5555-5115 薬剤部直通

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

TEL：0288-22-2200 代表 医事課

③ 透析処方に関すること

TEL：0288-22-2200 代表 医事課より 内線 透析科へ

## 2. 処方変更・調剤後の連絡

- ・ 当プロトコルに基づき処方変更した場合は、変更内容を下記の薬剤部宛の FAX 番号に送信して下さい
- ・ 電話により、通常の疑義照会が済んでいるものは、FAX 不要です
- ・ 報告は、原則処方箋の有効期限内にお願いします。月をまたいで 1 週間過ぎたものは、変更不可とする場合があります
- ・ 一般名処方・後発品変更の銘柄報告については、すべて FAX 連絡も不要とします  
銘柄等については必要時「おくすり手帳」により確認を行いますので、「おくすり手帳」の発行をお願いします

**薬剤部 FAX : 0288-22-2203**

## 3. 残薬調整等に関する調剤後の連絡（ただし、麻薬に関するものは除く）

- ・ 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため調整した場合
- ・ 薬歴上、前回残薬があるため削除した薬で、患者に継続使用を確認して追加した場合
- ・ Do 処方が行われたため、再診日まで薬が足りない場合に、投与日数を適正化する場合
- ・ 残薬が全く無く、概ね 7 日分以内の余裕をもたせた処方日数変更希望の（増やす）場合

- ※ 内服薬は、最低 1 日分として調剤し、原則削除はしないで下さい
- ※ 災害時等を考慮し、余裕をもたせた残薬調整を行って下さい
- ※ 処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合でも、本プロトコルの合意締結が有る場合は、調剤前の疑義照会は不要です

## 4. 調剤後の連絡で可とするケース（ただし、麻薬に関するものは除く）

- ① 薬局の判断で一包化が必要とされた場合  
一包化を外す場合は、調剤前に疑義照会をお願いします
- ② 薬価によらず、成分が同一の銘柄の変更  
後発品から先発品への変更も可能  
ただし、薬剤料の違いについて患者に十分説明し、了解を得た場合に限りです
- ③ 内服薬の剤形の変更（「錠→OD」「散→錠」など）  
ただし、用法・用量(分量)が変わらない場合にのみ可  
患者に説明し、了解を得た場合に限りです

- ④ 成分が同一の別規格への変更（「1 mg 0.5T → 0.5mg 1T」など）
- ⑤ 向精神薬などの投与日数制限のある薬剤が、制限を超えて処方された場合の日数変更
- ⑥ 湿布薬や軟膏等での規格包装単位変更（「7 枚/袋」→「6 枚/袋」など）  
処方量と同じか、不足にならない範囲で最も近い量になるようにしてください  
患者に説明し、了解を得た場合に限りです
- ⑦ 隔日投与コメントがある、週 1 回製剤などで、他の薬と同一日数で処方されている場合の日数変更
- ⑧ ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合に「起床時」へ変更
- ⑨ 外用薬の使用部位の処方記載がなく、患者に確認して調剤した場合
- ⑩ 粉碎・一包化・混合等の指示があるが、製剤的に不可と判断された場合  
患者に説明し同意が得られ、服薬・使用等が可能と判断されれば、シートや包装単位のまま調剤して構いません
- ⑪ 保険適応が「食直前」の薬が「食前・食後」で処方された場合の「食直前」への変更
- ⑫ 保険適応が「食直後」の薬が「食後」で処方された場合の「食直後」への変更
- ⑬ 保険適応が「就寝直前」の薬が「就寝前」で処方された場合の「就寝直前」へ変更

以上

